

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社

- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
日本通運株式会社 東京航空支店
原木第二航空物流センター保税蔵置場
千葉県市川市原木4丁目17番地24号

- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨造 1棟
1,956平方メートル

- 4 蔵置貨物の種類
一般貨物

- 5 許可期間
自 平成22年3月1日
至 平成28年1月22日

平成22年3月1日

東京税関長 樋口 俊一郎